

## 国又は地方自治体以外が実施する除染等事業の登録管理制度の対応について

電力会社や鉄道会社など、国又は地方自治体以外が発注者となり、除染特別地域等で除染等事業を実施する際の除染登録管理制度上の対応は、以下の通りとする。

### 1. 基本的な考え方

除染登録管理制度検討会最終とりまとめ（※1）において、除染登録管理制度は、除染特別地域内外で実施される除染等事業及び事故由来廃棄物等の処分の業務を請け負う全ての元請事業者を対象としている。また、厚生労働省の除染電離則ガイドライン（※2）は、元方事業者に対して、「関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施させること」とし、「労働者の過去の累積被ばく線量の適切な把握、被ばく線量記録等の散逸の防止を図るため、「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」に参加すること」を求めている。従って、除染特別地域内外で除染等事業等を行う事業者に対しては、本制度への参加を求めることを対応の基本とする。

しかしながら、事業者が発注者となる除染等事業は、国や自治体が特別措置法（※3）に基づき進める地域の除染と異なり、その目的（事業の再開等）や規模、体制の面において様々なケースがあるため、考え方を整理しておく必要がある。

（※1）除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度最終とりまとめ（平成25年12月26日）

（※2）除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

（※3）平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

### 2. 制度参加の原則

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度最終とりまとめ」において、除染登録管理制度への事業者の参加の原則を以下の通り取りまとめた。

#### (1) 制度参加対象者

除染電離則で定める「土壌の除染等の業務」、「廃棄物収集等業務」、「特定汚染土壌等取扱業務」、「特定線量下業務」及び電離則で定める「放射線業務」のうち事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業に従事する元請事業者

#### (2) 制度参加区分

ア 除染特別地域；（①～③での参加を「フルセットでの参加」という。）

① 放射線管理手帳の取得

② 定期線量登録（3ヶ月毎）

- ③ 法定の被ばく線量記録及び除染電離健康診断記録の引渡し（離職時）
- イ 除染特別地域以外；（①での参加を「記録の引渡しのみでの参加」という）
- ① 法定の被ばく線量記録及び除染電離健康診断記録の引渡し（離職時）

### 3. 特定の状況での対応

上記の制度参加が原則であるが、国及び自治体以外の発注工事の場合、事業形態、発注形態等が特定の状況の場合には以下の対応を考慮する。

#### I. A社が発注者となり、B社に除染や特定線量下作業を請け負わせる場合

除染を請け負ったB社が元方事業者として制度に参加することになる。B社の事業場には他の除染工事の従事経験者が働くことが考えられ、工事終了後に作業者が他の除染事業場に移ることも考えられることから、除染登録管理制度の参加原則に従う必要がある。国、又は自治体発注と同様に、元方事業者であるB社が制度に参加する場合、発注事業者であるA社がB社からの請求に基づき登録管理制度負担金をB社に支払う発注契約となっていることが必要である。

##### ○ 制度参加形態

以下において、元方事業者が発注事業者に制度負担金を請求できる契約が結ばれている必要がある。

- a. 除染特別地域内；フルセットでの制度参加。
- b. 除染特別地域外；記録の引渡しのみでの制度参加。

#### II. A社が自社員により自社施設の再開等のため除染や特定線量下作業を行う場合

この場合は、除染特別地域内であっても、除染等業務に従事した社員が、除染等業務の終了後に他の事業者の下で除染等業務に従事する可能性が低いことを考慮し、以下の対応とする。

##### ○ 制度参加形態

- a. 除染特別地域内；
  - (1)フルセットでの参加を原則とする。
  - (2)以下の場合には、記録の引渡しのみでの参加を認める。
    - ① 社内の転勤・異動時に、過去線量を含めた累積被ばく線量管理を確実に実施可能な社内システム（放射線管理手帳と中央登録センターによる制度と同等な機能を有するもの）を有する場合
    - ② 一時的、臨時的な除染等業務の場合
- b. 除染特別地域外；記録の引渡しのみでの制度参加。

以上